**パラリンピック・レガシーとしての障害者**

**の就労・社会参加支援に関する提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和４年１１月**

パラリンピック・レガシーとしての障害者

の就労・社会参加支援に関する提言

東京パラリンピックでは国内外の選手が活躍し、国民に勇気と感動をもたらしたところであるが、大会の成功の裏には、開閉会式をはじめ、ボランティアでも多くの障害者が活躍したところであり、これまで以上に障害者の社会参加に関心が高まっている。

さらに、ＩＣＴの進展等により、重度障害者が在宅でも可能な業務が増えるなど、障害者の就労機会・ニーズが拡大してきている。

一方、２０２１年度の障害者の就職件数は、新型コロナウイルス感染拡大前の２０１９年度比で減少しているところであり、また、障害者の就労・社会参加に関する支援施策については、事業実施が自治体の判断まかせになる等、自治体間で取組の格差が生じている。

重度障害者の日常生活の介助を行う障害福祉サービスである「重度訪問介護」については、勤務中や通勤時の介助は対象となっておらず、就労を断念せざるを得ない人も多い。

障害者等の自信や生きがいの創出、社会参加を促す農福連携、水産業との連携（水福連携）や伝統産業との連携（伝福連携）など、障害者の活躍の場が増えつつあるが、取組の拡がりに課題がある。

ついては、東京パラリンピックで高揚した障害者の活躍を後押しするため、障害者が、住み慣れた地域で、自身の適性を生かして地域社会の中で活躍できるような幅広い、継続的な支援の仕組みが必要であることから、次のとおり提言する。

１　重度障害者の就労支援の拡充

常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、現行の雇用施策と連携する枠組は維持しつつ、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく、全国どこでも実施できるよう法定給付として制度化するとともに、確実な財政措置を講じること。

２　就労・社会参加の場づくりに対する支援制度の創設

（１） 地域社会の様々な場面において、障害者の適性を生かして活躍できるよう、幅広い、継続的な支援制度（交付金制度など）を創設すること。

＜支援制度（交付金の使途など）のイメージ＞

①　事業者と障害福祉サービス事業所とのマッチング（ワンストップ相談窓口の設置・運営等）に対する支援

②　事業者と障害者をつなぐコーディネート人材の育成と活動に関する支援

③　農福、伝福及び水福連携等の取組を推進するための、特に、施設内に就労場所を確保することが困難な就労支援事業所に対する施設外での就労を後押しするためのインセンティブの付与。

（２） 国が主体となって実施する、国民スポーツ大会や国民文化祭、２０２５年大阪・関西万博といったイベント等において、農福・水福連携食材や伝福製品などの積極的活用を図ること。

令和４年１１月

近畿ブロック知事会

|  |  |
| --- | --- |
| 福井県知事 | 杉　本　達　治 |
| 三重県知事 | 一　見　勝　之 |
| 滋賀県知事 | 三日月　大　造 |
| 京都府知事 | 西　脇　隆　俊 |
| 大阪府知事 | 吉　村　洋　文 |
| 兵庫県知事 | 齋　藤　元　彦 |
| 奈良県知事 | 荒　井　正　吾 |
| 和歌山県知事 | 仁　坂　吉　伸 |
| 鳥取県知事 | 平　井　伸　治 |
| 徳島県知事 | 飯　泉　嘉　門 |